

# 公共用地取得における任意取得と土地収用制度の活用

－事業箇所の早期供用のために－

## 公共用地取得とは…

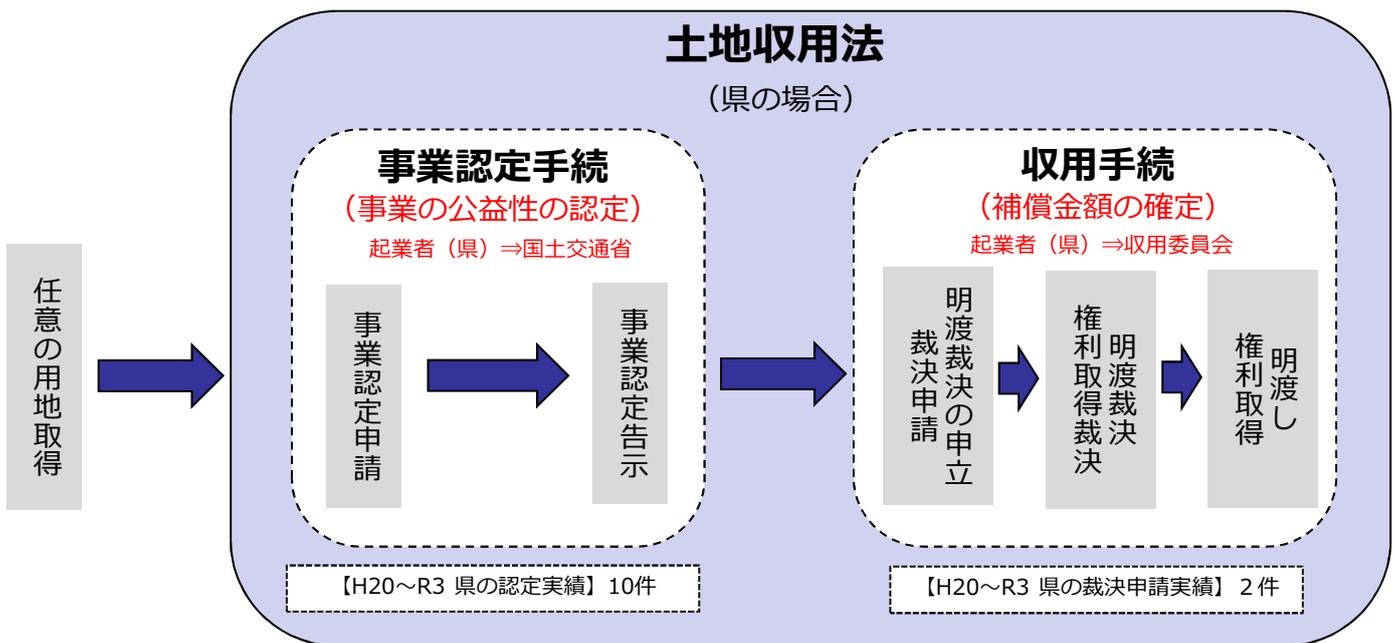
県が災害を防ぐために河川に堤防やダムを築いたり、渋滞の緩和のために道路などを整備するために必要な土地を取得することです。公共用地取得については、やり方として**土地所有者等と合意**の上で、売買契約等の締結により、**土地の所有権等**を得る**任意取得**を基本としています。



▲土地所有者等の権利者に対して、必要事項について、分かりやすく丁寧に説明します。

## 土地収用制度とは…

事業主体（土地収用法上は「起業者」という。）が任意取得に向け最大限の努力をしても、任意取得が困難な場合に、土地収用法に基づく一定の手続（①**事業認定手続**、②**収用手続き**）を経て土地の所有権等を取得する制度です。



## ねらい・効果

適正かつ迅速な用地取得と土地収用制度の適切な活用により、事業箇所の早期供用へつなげていく。